

（目的）

第1条 この要綱は八王子市（以下「市」という。）が児童の養育が困難な家庭を対象に育児支援ヘルパーを派遣し、複雑な問題を抱えた家庭には保健師等が技術的援助を行う事業（以下「事業」という。）を実施することにより、当該家庭における児童の安定した養育と福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は市とし、対象家庭及び支援計画の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営主体が確保できると認められる民間事業者に委託できるものとする。

（対象家庭）

第3条 市内の18歳未満の児童がいる家庭のうち、市が養育支援を必要と認め、一般の子育て支援サービスの利用だけでは支援することが困難な養育困難家庭で、事業による効果が期待できると判断される、次に掲げる家庭を対象とする。

- （1） 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭。
- （2） 児童虐待のおそれ又はそのリスクを抱える家庭。
- （3） 妊娠時から継続的な支援を必要とする家庭。
- （4） ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭。
- （5） 児童養護施設等退所後又は養育家庭委託終了後の児童が家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭。
- （6） 心身の発達に遅れが見られる児童がいる家庭。
- （7） 出生の状況等から、将来、精神及び運動機能の発達面等において障害を招来するおそれのある諸問題を有する児童のいる家庭。
- （8） その他市長が特に必要と認めた家庭。

（事業の内容）

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 産褥期の母子に対する育児支援及び簡単な家事等の援助。
- （2） 未熟児及び多胎児等に対する育児支援及び栄養指導
- （3） 養育者に対する身体的又は精神的不調状態に対する相談及び支援。
- （4） 若年の養育者に対する育児相談及び支援。
- （5） 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談及び支援。
- （6） その他市長が特に必要であると認めたこと。

（対象家庭の決定等）

第5条 市は事業の中核となる機関を子ども家庭支援センター（以下「中核機関」という。）と定める。

- 2 中核機関は各関係機関から、養育支援が必要となりやすい要素を有している家庭に関する情報収集を行い、当該家庭の児童の養育状況等を把握するものとする。
- 3 中核機関は、前項の規定による状況把握の結果及び総合相談の相談家庭等から、訪問支援の必要性があると認める家庭を、当該家庭の了解を得て事業の対象家庭とする。
- 4 中核機関は、対象家庭の状況に応じた支援内容、方法、スケジュール等を決定し、支援計画を作成する。

（訪問支援の実施者）

第6条 訪問支援の実施者は、中核機関において作成した支援計画に基づき、訪問支援を実施する。

- （1） 養育支援が必要な家庭に対する、育児、家事の援助については、育児支援ヘルパーが実施する。
- （2） 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を抱える家庭については、保健師等が具体的な育児支援に関する技術的援助を実施する。

(訪問支援の実施期間)

第7条 訪問支援の実施期間は、原則として支援開始日より3か月以内を目処とする。

(費用負担)

第8条 事業の費用は市の負担とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。